

福岡県医発第152号(地)
平成18年 4月21日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康弘



公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法
の一部改正について

標記の件につきまして、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法が平成18年4月1日から改正されたことに伴い、公害疾患特掲診療費の表現、名称等の変更が行われ、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法の別表が下記のとおり変更となった旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡申し上げます。

なお、今回の改正は、内容の改正ではなく表現、文言の変更のみです。

記

1. 公害疾患相談料の注1の変更

注1 初診料（健康保険の算定方法） ⇒ 初診料（診療報酬の算定方法）

2. 公害外来療養指導料の注6の変更

注6 (1) 特定疾患療養指導料 ⇒ 特定疾患療養管理料

(4) 在宅時医学管理料 ⇒ 在宅時医学総合管理料

3. 第3章 その他の診療報酬の但し書き

ただし、健康保険の算定方法 ⇒ ただし、診療報酬の算定方法



事務連絡(保3)

平成18年4月4日

都道府県医師会

公害診療関係担当理事殿

日本医師会常任理事(担当)

鈴木



公害健康被害の補償等に関する法律の規定による
診療報酬の額の算定方法の一部改正について

標記につきましては、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法が平成18年4月1日から改正されたことに伴い、公害疾患特掲診療費の表現、名称等の変更が行われました。したがって、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法の別表が下記のように変更となりましたのでご連絡申し上げます。

今回の改正は、内容の改正ではなく、表現、文言の変更のみであります。

記

1. 公害疾患相談料の注1の変更

注1 初診料 (診療報酬の算定方法) ← (健康保険の算定方法)

2. 公害外来療養指導料の注6の変更

注6 (1) 特定疾患療養管理料 ← 特定疾患療養指導料

(4) 在宅時医学総合管理料 ← 在宅時医学管理料

3. 第3章 その他の診療報酬の但し書き

ただし、診療報酬の算定方法 ← ただし、健康保険の算定方法
(添付資料)

1. 公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の
算定方法の一部改正について

[平18.3.31環境省総合環境政策局環境保健部企画課保健業務室事務連絡]



事 務 連 絡
平成18年3月31日

公害健康被害の補償等に関する法律
主管部（局）御中

環境省総合環境政策局環境保健部
企画課保健業務室

公害健康被害の補償等に関する法律の規定による
診療報酬の額の算定方法の一部改正について

公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年環境庁告示第40号）においては、以下の基準を準用しているところですが、

- ・健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年3月厚生省告示第54号）
- ・訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成6年9月厚生省告示第296号）
- ・入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成6年8月厚生省告示第237号）

今般、これらの基準が廃止され、平成18年4月1日より以下の基準が適用されることに伴い、別添のとおり所要の改正を行いましたのでご連絡いたします。

- ・診療報酬の算定方法（平成18年3月厚生労働省告示第92号）
- ・訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成18年3月厚生労働省告示第102号）
- ・入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）

（別添）

- ・官報（平成18年3月30日付）
- ・新旧対照表

告 示

○環境省告示第八十号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第二項の規定に基づき、障害補償標準給付基礎月額を次のように定め、平成十八年四月以降の月分の障害補償費について適用し、平成十七年三月環境省告示第三十一号（公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第一項の障害補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。ただし、平成十八年三月以前の月分の障害補償費については、なお従前の例による。

平成十八年三月三十日

環境大臣 小池百合子

年 齢 階 層	性 別	
	男 子	女 子
昭和六十三年四月二日以降に生まれた者	一一一、九〇〇円	一一一、二〇〇円
昭和六十一年四月二日から昭和六十三年四月一日までの間に生まれた者	一五四、〇〇〇円	一三三、七〇〇円
昭和五十六年四月二日から昭和六十年四月一日までの間に生まれた者	一八四、七〇〇円	一六〇、八〇〇円
昭和五十二年四月二日から昭和五十六年四月一日までの間に生まれた者	二二三、〇〇〇円	一八五、二〇〇円
昭和四十六年四月二日から昭和五十二年四月一日までの間に生まれた者	二六三、六〇〇円	二〇二、三〇〇円
昭和四十一年四月二日から昭和四十六年四月一日までの間に生まれた者	三〇九、二〇〇円	二二三、八〇〇円
昭和三十六年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者	三三五、四〇〇円	二二三、六〇〇円
昭和三十一年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	三五二、八〇〇円	二〇九、五〇〇円
昭和二十六年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	三五三、一〇〇円	二〇四、二〇〇円
昭和二十一年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	三三八、八〇〇円	一九九、九〇〇円
昭和十六年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	二五二、三〇〇円	一七二、〇〇〇円
昭和十一年四月二日以前に生まれた者	二三一、一〇〇円	一七五、七〇〇円

○環境省告示第八十一号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第三十一条第二項の規定に基づき、遺族補償標準給付基礎月額を次のように定め、平成十八年四月以降の月分の遺族補償費並びに平成十七年三月環境省告示第三十二号（公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第一項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件）は、廃止する。ただし、平成十八年三月以前の月分の遺族補償費並びに平成十八年三月三十一日以前に死亡した被認定者及び認定死亡者に係る遺族補償一時金については、なお従前の例による。

平成十八年三月三十日

環境大臣 小池百合子

年 齢 階 層

性 別

平成三年四月二日以降に生まれた者	八二、二〇〇円	八二、二〇〇円
昭和六十三年四月二日から平成三年四月一日までの間に生まれた者	一〇六、七〇〇円	九七、三〇〇円
昭和六十一年四月二日から昭和六十二年四月一日までの間に生まれた者	一三四、七〇〇円	一一七、〇〇〇円
昭和五十六年四月二日から昭和六十年四月一日までの間に生まれた者	一六一、六〇〇円	一四〇、七〇〇円
昭和五十二年四月二日から昭和五十六年四月一日までの間に生まれた者	一九五、一〇〇円	一六二、一〇〇円
昭和四十六年四月二日から昭和五十二年四月一日までの間に生まれた者	二三〇、六〇〇円	一七七、〇〇〇円
昭和四十一年四月二日から昭和四十六年四月一日までの間に生まれた者	二七〇、五〇〇円	一八七、一〇〇円
昭和三十六年四月二日から昭和四十一年四月一日までの間に生まれた者	二九三、五〇〇円	一八六、九〇〇円
昭和三十一年四月二日から昭和三十六年四月一日までの間に生まれた者	三〇八、七〇〇円	一八三、三〇〇円
昭和二十六年四月二日から昭和三十一年四月一日までの間に生まれた者	三〇九、〇〇〇円	一七八、七〇〇円
昭和二十一年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者	二九六、四〇〇円	一七四、九〇〇円
昭和十六年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	二二〇、八〇〇円	一五〇、五〇〇円
昭和十一年四月二日以前に生まれた者	二〇二、二〇〇円	一五三、八〇〇円

○環境省告示第八十二号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十二條の規定に基づき、公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成四年五月環境庁告示第四十号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。ただし、同日以前に行われた療養に係る診療報酬の請求及び療養の支給の請求については、なお従前の例による。

平成十八年三月三十日

環境大臣 小池百合子

第二号中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号）以下「健康保険の算定方法」という。」を「診療報酬の算定方法（平成十八年三月厚生労働省告示第九十二号）に改める。

第三号中「平成六年九月厚生省告示第二百九十六号」を「平成十八年三月厚生労働省告示第二百二二号」に、「指定訪問看護の費用算定表」を「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定表」に改める。

別表の第一章中「療養給付の算定方法」を「療養給付の算定方法」に、「療養給付の算定方法」を「療養給付の算定方法」に改める。

別表の第二章中「平成六年八月厚生省告示第二百九十六号」を「平成十八年三月厚生労働省告示第二百二二号」に改める。

別表の第三章中「療養給付の算定方法」を「療養給付の算定方法」に改める。

○公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成四年五月環境庁告示第四〇号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
一 （略） 二 公害医療機関（薬局に限る。）に係る診療報酬の額は、診療報酬の算定方法（平成十八年三月厚生労働省告示第九十二号）別表第三調剤報酬点数表の例により算定した点数に一点当たり十五円を乗ずることにより算定するものとする。ただし、使用薬剤の購入価格は、健康保険の算定方法の規定により別に厚生労働大臣が定める購入価格により算定した点数に一点当たり十円を乗ずることにより算定するものとする。 三 公害医療機関（公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第六十号）第十六条第一号に規定する訪問看護ステーションに限る。）に係る診療報酬の額は、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成十八年三月厚生労働省告示第二百二号）別表訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法及び指定訪問看護及び指定老人訪問介護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十三条第二項第一号の規定の例により算定した額に一・五を乗ずることにより算定するものとする。 四 （略）	一 （略） 二 公害医療機関（薬局に限る。）に係る診療報酬の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年三月厚生省告示第五十四号。以下「健康保険の算定方法」という。）別表第三調剤報酬点数表の例により算定した点数に一点当たり十五円を乗ずることにより算定するものとする。ただし、使用薬剤の購入価格は、健康保険の算定方法の規定により別に厚生労働大臣が定める購入価格により算定した点数に一点当たり十円を乗ずることにより算定するものとする。 三 公害医療機関（公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第六十号）第十六条第一号に規定する訪問看護ステーションに限る。）に係る診療報酬の額は、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成六年九月厚生省告示第二百九十六号）別表指定訪問看護の費用額算定表及び指定訪問看護及び指定老人訪問介護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十三条第二項第一号の規定の例により算定した額に一・五を乗ずることにより算定するものとする。 四 （略）

別表	別表
第1章 公害疾患特掲診療費 第1 診療料 1 公害疾患相談料 280円(28点) 注1 初診料 (診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表 (以下「医科点数表」という。))の区分番号A000初診料をいう。以下同じ。)を算定する初診の日に係る公害疾患相談料は算定しない。 2 入院中の患者に係る公害疾患相談料は算定しない。 3 公害疾患相談料は、同一月に2回を限度として算定する。 2 公害外来療養指導料 5,100円(510点) 注1 公害外来療養指導料は、指定疾病 (公害健康被害の補償等に関する法律第2条第3項の規定により定められた疾病をいう。以下同じ。)に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他療養上必要な指示又は指導 (温泉療法若しくは気候療法の指示又は喀痰排出訓練指導療法、ぜん息体操療法若しくは呼吸訓練療法の指導を含む。)を行った場合に算定する。 2 削除 3 居室において療養を行っている患者に対して、ネプライザー又は超音波ネプライザーを使用した場合は、所定の額に710円(71点)を加算する。 4 初診料を算定する初診の日又は当該初診の日から1月以内の日に係る公害外来療養指導料は算定しない。 5 入院中の患者に対して指示若しくは指導を行った場合又は退院した患者に対して退院の日から1月以内に指示若し	第1章 公害疾患特掲診療費 第1 診療料 1 公害疾患相談料 280円(28点) 注1 初診料 (健康保険の算定方法別表第一医科診療報酬点数表 (以下「医科点数表」という。))の区分番号A000初診料をいう。以下同じ。)を算定する初診の日に係る公害疾患相談料は算定しない。 2 入院中の患者に係る公害疾患相談料は算定しない。 3 公害疾患相談料は、同一月に2回を限度として算定する。 2 公害外来療養指導料 5,100円(510点) 注1 公害外来療養指導料は、指定疾病 (公害健康被害の補償等に関する法律第2条第3項の規定により定められた疾病をいう。以下同じ。)に関する計画的な医学管理を継続して行い、かつ、栄養、安静、運動、日常生活その他療養上必要な指示又は指導 (温泉療法若しくは気候療法の指示又は喀痰排出訓練指導療法、ぜん息体操療法若しくは呼吸訓練療法の指導を含む。)を行った場合に算定する。 2 削除 3 居室において療養を行っている患者に対して、ネプライザー又は超音波ネプライザーを使用した場合は、所定の額に710円(71点)を加算する。 4 初診料を算定する初診の日又は当該初診の日から1月以内の日に係る公害外来療養指導料は算定しない。 5 入院中の患者に対して指示若しくは指導を行った場合又は退院した患者に対して退院の日から1月以内に指示若し

くは指導を行った場合においては、公害外来療養指導料は算定しない。

6 第3章の規定により算定される次に掲げる指導料等を算定している患者に係る公害外来療養指導料は算定しない。ただし、注3の規定の適用については、次に掲げる指導料等を公害外来療養指導料とみなす。

(1) 医科点数表の区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料

理料

(2) 医科点数表の区分番号B001に掲げる特定疾患治療管理料の4. 小児特定疾患カウンセリング料

(3) 医科点数表の区分番号B001に掲げる特定疾患治療管理料の5. 小児科療養指導料

(4) 医科点数表の区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料

管理料

(5) 医科点数表の第2章第2部第2節在宅療養指導管理料7 同一月に2以上の指示又は指導を行った場合においても、公害外来療養指導料は、1回として算定する。

第2 入院料 (略)

第2章 入院中の食事療養に係る診療報酬

入院中の食事療養に係る診療報酬の額の算定は、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年3月厚生労働省告示第99号）別表食事療養の費用額算定表の例により算定した額に1.2を乗じて行うものとする。

第3章 その他の診療報酬

前二章の規定により算定される診療報酬の額以外の診療報酬の額の算定は、医科点数表の例により算定した点数に、次の区分に応じ、それぞれ、その区分に定める1点当たりの単価を乗じて行うものとする。

くは指導を行った場合においては、公害外来療養指導料は算定しない。

6 第3章の規定により算定される次に掲げる指導料等を算定している患者に係る公害外来療養指導料は算定しない。ただし、注3の規定の適用については、次に掲げる指導料等を公害外来療養指導料とみなす。

(1) 医科点数表の区分番号B000に掲げる特定疾患療養指導料

導料

(2) 医科点数表の区分番号B001に掲げる特定疾患治療管理料の4. 小児特定疾患カウンセリング料

(3) 医科点数表の区分番号B001に掲げる特定疾患治療管理料の5. 小児科療養指導料

(4) 医科点数表の区分番号C002に掲げる在宅時医学管理料

料

(5) 医科点数表の第2章第2部第2節在宅療養指導管理料7 同一月に2以上の指示又は指導を行った場合においても、公害外来療養指導料は、1回として算定する。

第2 入院料 (略)

第2章 入院中の食事療養に係る診療報酬

入院中の食事療養に係る診療報酬の額の算定は、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成6年8月厚生省告示第237号）別表食事療養の費用額算定表の例により算定した額に1.2を乗じて行うものとする。

第3章 その他の診療報酬

前二章の規定により算定される診療報酬の額以外の診療報酬の額の算定は、医科点数表の例により算定した点数に、次の区分に応じ、それぞれ、その区分に定める1点当たりの単価を乗じて行うものとする。

る。ただし、<u>診療報酬の算定方法第五号</u>の規定により療養担当手当の額を加算して算定するものであるときは、当該療養担当手当に相当する額を加算して算定するものとする。 1 薬剤料、特定保険医療材料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用 10円 2 その他 (1) 公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令（昭和49年総理府令第64号）様式第二号（二）により請求する診療費 12円 (2) 同省令様式第二号（二）により請求する診療費 15円	る。ただし、<u>健康保険の算定方法第五号</u>の規定により療養担当手当の額を加算して算定するものであるときは、当該療養担当手当に相当する額を加算して算定するものとする。 1 薬剤料、特定保険医療材料及び放射性粒子、酸素その他の材料の費用 10円 2 その他 (1) 公害医療機関の診療報酬の請求に関する省令（昭和49年総理府令第64号）様式第二号（二）により請求する診療費 12円 (2) 同省令様式第二号（二）により請求する診療費 15円
---	---